

---

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 43 回作業部会及び第 383 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 43 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（以下「作業部会」という。）（2018 年 4 月 23 日開催）及び第 383 回企業会計基準委員会（2018 年 4 月 26 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続

### （第 43 回作業部会で聞かれた意見）

2. エンドースメント手続の検討結果の記載について、前回までの個々の論点ごとに記載する形式から、個々の論点では IFRS 第 16 号の論拠に留めて最後に総合的な評価を記載する形式に変更した点は同意する。
3. 第 32 項のエンドースメント手続の検討結果の記載について、記載内容が乏しく議論の経緯をフォローしていない関係者には理解が難しいと考えられる。また、これまでのエンドースメント手続と異なり、総合的判断の形式に結論の記載方法を大きく変更している点で唐突感がある。このため、この変更後の形式で受入れ可能の結論に至る論拠が理解できるようにより詳細な説明をした方がよいと考える。
4. リースに係る資産及び負債の認識について、米国会計基準が IFRS と同様の対応を採用したことを IFRS 第 16 号が国際的に評価されている理由として記載することに違和感がある。これは、IASB と FASB は元々共同してリースに関する会計基準の開発に取り組んでいたためであり、米国会計基準の対応は当然の帰結と考えられるからである。
5. セール・アンド・リースバック取引に係る譲渡損益の金額の論点の説明については、「懸念」と表現するほどの指摘は聞かれておらず、また、「原資産全体に係る損益とすべき」とまではいえないと考えられるため、表現を弱め、貸手の会計処理における会計単位の考え方との不整合を指摘する等に留めることがよいと考える。
6. 個々の論点について未だ議論はあるところだが、各国では最終化された IFRS 第 16 号を受け入れることで対応が進んでいる状況にあるため、日本だけ「削除又は修正」

を行うとの結論には至らず、結論に関する事務局提案の方向性について同意する。

7. 第 32 項の結論については、その前までの記載で深く検討を行ったことは理解できるものの、結論を簡素にし過ぎてバランスを欠いているため、もう少し記載を加えるのがよいと考える。

### **(第 383 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)**

8. IFRS 第 16 号のエンドースメント手続について、日本基準の開発の検討を控える中で、「削除又は修正」を行わないとの判断を急ぐ状況にないと考えているが、仮に当該判断を行う場合でも、最初の修正国際基準公表時の「公表にあたって」別紙 2 『削除又は修正』を行わずに採択した項目のうち特に懸念が寄せられた項目と同様に懸念の概要を記載することの検討を行うべきと考える。
9. 第 32 項はこれまで検討を踏まえた判断を示す部分であるため、その表題は内容に沿ったものに修正すべきである。また、IFRS 第 16 号については、過去の「削除又は修正」を行った項目と比較して、「削除又は修正」に至らないまでもそれに準ずるものであったと考えており、第 32 項は、コメント募集の質問に対する回答の根拠としてもらうためにも、より丁寧な記載を検討すべきである。さらに、すべてのリースに係る資産及び負債、及び単一の費用認識モデルの論点における実務上の困難さに関する懸念についても明示しておくべきと考える。

## **重要な会計基準以外の会計基準等に関するエンドースメント手続**

### **(第 43 回作業部会で聞かれた意見)**

10. 第 34 項の記載については趣旨が不明確である。もし、IFRS の取扱いが誤りであるとしても「削除又は修正」を行うほどの重要性がないという趣旨であれば、それが分かるように記載すべきである。
11. 「関連会社及び共同支配企業に対する長期持分」(IAS 第 28 号の修正)は、指摘されたような懸念は生じるものの、もともと記載されていた取扱いを整理し趣旨を明確化した修正であったため、第 34 項で記載される評価は、第 32 項の IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の評価よりもシンプルに記載した方がよいと考える。
12. 第 34 項の「損失負担が重なる可能性」の記載では問題意識が弱まってしまっているため、「可能性」の代わりに「問題点」や「懸念」といった否定的な印象を与える表現がより妥当と考えられる。

13. IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の検討については、第 32 項の結論の前までの記載で深く検討を行ったことは理解できるため、同じ表現を用いても、重要な会計基準以外の会計基準に係る第 34 項の結論との間での軽重は明らかと考える。

## 今回のエンドースメント手続全体について

### (第 43 回作業部会で聞かれた意見)

14. IFRS 第 16 号のエンドースメント手続について、今回のように総合的に判断する形式にして、個別の論点の詳しい検討を示さない方向を懸念する。これが、今後の日本基準の開発を配慮するものであれば、意見発信としてエンドースメント手続を行うことの趣旨が生きているか疑問である。このままでは費用認識の考え方も含めてすべてを批判なく受け入れているように見える。エンドースメント手続が確定した IFRS を評価していくというプロセスなのであれば、総合的な評価として曖昧にせず、各論点に関する評価をきちんと残しておくべきと考える。
15. 修正国際基準の意見発信としての機能だけでなく、適用する企業が会計基準として使える状態のものとして受入れ可能であるかという観点で検討すべきと考える。

### (第 383 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

16. コメント募集期間について、3 月決算会社の決算や株主総会準備の期間が概ね重なることが想定され、また、IFRS 第 16 号は IFRS 第 15 号に比べ関係者の理解がまだ進んでいないと考えられるため、十分な期間を設定する配慮が必要であると考える

以 上